

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道千歳市立富丘中学校 令和4年（2022年）3月1日

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

富丘中学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会と適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要です。

このため本校では、法第13条に基づき、国及び市の基本方針を参考にして、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止の取組が年間を通じて計画的に行われるよう、取組の基本的な方針やプログラム等の策定のほか、アンケート、いじめへの適切な対処などのいじめ防止の取組内容や年間を通じた学校いじめ対策組織の活動等を定め、学校のホームページ等において公開し、入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明するとともに、より実効性の高い取組を実施するため、法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて内容の見直しを行うこととしています。

富丘中学校
いじめ対策組織
の役割や活動

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会と適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要です。

このため本校では、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、組織的に対応しています。

本委員会の構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当教諭、学年主任、該当学級担任、関係教科担任、養護教諭、スクールカウンセラーを基本とし、校長が実情に応じて定めるものとします。

本委員会は、いじめの問題に組織的かつ実効的に取り組むに当たって中核となるものであり、次の役割を担うものとしています。

ア. 未然防止 イ. 早期発見・事案対処 ウ. 各種取組の実施・検証

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

挨拶や言葉遣い、時間の遵守など、校内生活の決まりや心得の大切さを生徒が共有し、高め合う集団づくりに努め、生徒の自己有用感や自己肯定感を育てる教育の推進を図ります。

スクールカウンセラーの積極的な活用を図るとともに、担当教職員による定期的な教育相談を実施するなど、相談しやすい体制づくりを進めます。

いじめの防止に向けて、「いじめ撲滅宣言」の採択など、生徒会活動等の自主的な企画及び運営による取組の促進を図ります。

関係機関との連携により、「人権教室」や「非行防止教室」を開催し、命や思いやりの大切さ、差別やいじめのない社会の大切さなど、生徒の人権意識や規範意識の向上に努めます。

市が開催する、学校、家庭、地域が連携して取り組む「なかよしさわやかDAYいじめシンポジウム」に積極的に参加し、いじめの防止に向けた共通理解を図るとともに、いじめ防止の普及啓発に努めます。

学校生活における意欲や満足度の調査を行う「ハイパーQ U検査」を活用し、よりよい学級集団づくりや学校づくりを進めます。

市が開催する「いじめ・不登校等対策研修会」や教護協会による会議に積極的に参加するとともに、年間計画に位置づけた校内研修を実施するなど、教職員のいじめへの対応に係る資質能力の向上や共通認識を図るよう努めます。

P T Aや関係機関と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど、インターネット上のいじめやトラブルを防ぐための生徒への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など、保護者への啓発の推進に努めます。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和4年度の千歳市立富丘中学校のいじめ対策組織担当は、教頭 渡辺 圭です。

連絡先 0123-24-1188 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電 話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く 平日 9～12 時 12～17 時
（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
石狩教育局教育相談電話（電 話）	011-221-5297	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター